

5.1.11 食品リサイクル法

本法の正式な名称は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」です。しかし長いので、本稿では略称として使われている食品リサイクル法とします。本法では食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業から発生する食品廃棄物を、肥料や飼料に変換して再生利用する仕組みを定めています。家庭からも食品廃棄物が排出されますが、本法の対象には含まれていません。

食品リサイクル法の抜粋を表 1 に示しますが、1 章から 5 章までの 20 条と、雑則や罰則の 10 条で構成されています。

1. 総則と基本方針 (1 条～6 条)

総則は法の目的と定義で、目的は「食品資源の有効利用と食品廃棄物の排出の抑制を図り、食品製造事業の発展を促進し、生活環境の保全と国民経済の発展に寄与する」とされています。定義では有用な食品廃棄物を「食品循環資源」とし、「再生利用」は肥料・飼料その他の原材料として利用することとしています。また「熱回収」は熱を得ることに利用すること、「減量」は脱水・乾燥などによる減容化としています。基本方針では、主務大臣が目標や再生利用促進措置を定め、事業者と消費者には、食品廃棄物の発生抑制と再生製品の利用を求めています。

2. 食品関連事業者の再生利用 (7 条～10 条)

食品関連事業者（製造、流通、外食）の再生利用については、主務大臣が判断基準事項を定めることになっています。年に 100 トン以上の食品廃棄物発生事業者は、毎年、食品廃棄物の発生量と再生利用状況を報告する義務が課せられており、判断基準事項に照らして著しく不十分な場合は、主

務大臣が必要な措置を勧告することができません。勧告に従わない場合は公表され、改善命令に移行する可能性があります。

3. 再生利用事業者の登録 (11 条～18 条)

食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源から肥料や飼料を製造する事業者は、事業場を登録することができます。主な申請事項は、所在地や代表者名などの事務情報と、事業の内容、製造施設の種類と規模、製品の保管施設や販売事業場です。登録した再生利用事業者は、事業場に主務省令で定める様式の標識を掲示する必要があります。

4. 再生利用事業計画の認定 (19 条～20 条)

食品関連事業者が、再生利用事業者と共同で再生利用事業を計画し、主務大臣に申請すれば認定を受けることができます。認定の要件は、事業が主務大臣の示す判断基準に適合していること、再生利用事業者の施設が主務省令で定める基準に適合していること、得られる肥料や飼料の利用見込みが確実なことなどです。なお、再生利用事業計画に示した内容が的確に実施されないと、認定を取り消される可能性があります。

認定された再生利用事業は、特例で廃棄物処理法による一般廃棄物収集運搬業の許可が不要になります。その結果、市町村を越えた食品廃棄物の収集・運搬が可能になり、輸送コストの低減に寄与します。肥料取締法にも特例があり、肥料製造事業者に必要な届け出が不要になります。飼料安全法でも同様に、飼料の製造・販売事業者に必要な届出が不要になります。

(おわり)

参考：「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

表 1. 食品リサイクル法の構成（抜粋）

条	内容
	1章 総則
1	（目的） この法律は食品資源の有効利用と食品廃棄物の排出の抑制を図り、食品製造事業の発展を促進し、生活環境の保全と国民経済の発展に寄与することを目的とする。
2	（定義）：「食品」「食品廃棄物等」「食品循環資源：有用な食品廃棄物」「食品関連事業者：製造、加工、卸売、小売、飲食店」「再生利用：食品循環資源を肥料、飼料その他の原材料として利用すること。」「熱回収：熱を得ることに利用すること」 「減量：脱水、乾燥などによる減少化」
	2章 基本方針等
3	（基本方針：基本的方向、業種別目標（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業）、再生利用促進措置、知識の普及）
4. 6	（事業者と消費者の責務：食品廃棄物の発生抑制、再生品利用）（国・地方公共団体の責務）
	3章 食品関連事業者による再生利用の実施
7. 8	（食品関連事業者の判断基準事項：主務大臣が定める）（指導と助言）
9	（定期報告義務：食品廃棄物多量発生事業者（1日100トン以上）は、廃棄物の発生量と食品循環資源再生利用状況を主務大臣に報告する。）
10	（主務大臣の勧告と公表と命令：判断基準事項に照らして著しく不十分な場合）
	4章 登録再生利用事業者
11.18	（登録：食品循環資源を原材料とする肥料・飼料製造事業者は登録可） （申請事項：事務情報・再生利用事業・設備の種類と規模・保管施設・経理基盤） （登録拒否要件：罰金以上の刑と登録取り消し後の経過期間が2年未満）（登録の更新） （名称の使用制限）（標識の掲示）（料金の届け出）（差別的取扱いの禁止） （登録の取消し）（主務省令への委任：登録に関して必要な事項は主務省令で定める。）
	5章 再生利用事業計画
19	（再生利用事業計画の認定：食品関連事業者・事業協同事業者・特定肥飼料製造事業者・特定農畜水産物事業者は、再生利用事業計画を作成し認定を受けることができる。）（再生利用事業計画内容：事務情報・再生利用事業の内容と実施期間・得られた特定肥飼料の農林漁業者による利用に関する事項・特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項・事業場の名称と所在地・製造の用に供する施設の種類の種類と規模・保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地）（主務大臣の認定基準）（計画の変更等）
20	認定取り消し要件：5項目（計画未実施、特定肥飼料未利用、特定農畜水産物未利用、施設基準不適合、他）
	6章 雑則（21条～26条）
	罰則（27条～30条） 付則